

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※ 1 再評価	完成			
1	道路事業 国道222号 安久工区	都城市	延長L=1.27km 幅員W=5.5m (7.0m)	H20	-	H30	756	①	道路建設課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

一般国道222号は、日南市から都城市へ至る幹線道路であり、地域の産業・経済を支えるほか、緊急輸送道路として重要な路線であるが、一部区間において、幅員狭小・線形不良区間が点在しており、走行性が低い状況であった。
当該工区は、線形不良・幅員狭小による隘路区間を解消して、地域の活性化及び広域交流の促進することを目的とした延長1.27kmの道路整備である。

【事業効果の発現状況】

当該工区の整備により、幅員狭小・線形不良箇所を解消したことで事故発生件数を削減に寄与した。併せて、走行性向上が図られたことにより走行時間が約2.0分短縮した。

【事業による環境の変化や環境保全】

切土箇所には法面緑化を実施しており、環境への影響は低減されている。

【施設の維持管理状況】

適切に維持管理され、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27交通センサス：2,227台/日

道路巡視（基準）：1,000台/日以上～5,000台/日未満 → 1週間2日以上

道路巡視（実施）：1週間2日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※ 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※ 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。